

勤務時間の客観的把握への取組

○勤務管理システムの導入

令和6年4月1日から、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（以下、医師の働き方改革という。）が施行されたことにもとない、大学病院を含む各医療機関では、医療に従事している医師の労働時間を把握し、適用水準ごとの時間外労働の上限規制と追加的健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制、代償休息）に対応する必要が生まれました。

本院では、上記に対応するだけでなく、各医師（医員及び変形労働時間制適用の常勤教員）並びに各診療科の勤務情報を客観的に把握するため、株式会社 Dr. JOY（本社：東京都港区）が提供する勤務管理システムを導入しています（国立大学病院 42 大学中、30 大学が同システムを導入[※]）。

※国立大学病院長会議の調査結果から引用（令和6年4月）

○導入している機能

勤務管理

医師特有の勤務形態（日勤だけでなく、交替制勤務、宿日直勤務等の複雑な勤務シフトも含む）をシステムで管理しています。

本院では、医師がビーコン（固有の ID 情報を一定時間間隔で発信している端末）を携帯（対象者約 780 名：令和 7 年 4 月時点）し、院内各所に設置している受信機（電波受信範囲内に入ると、ビーコンの電波を受信）と併用することにより、出勤時刻と退勤時刻を自動的に把握し就業場所で勤務していることを確認しています。

併せて、休暇の届け出や超過勤務の申請等の各種申請業務についても電子化、効率化を進めたことで、勤務管理関係の手作業が削減され、医師は診療等の業務により注力できる環境へ移行しています。

時間外・休日労働時間の上限時間管理

適用水準、兼業情報、宿日直の情報を登録することで、医師の時間外・休日労働時間の上限規制に対応しています。

追加的健康確保措置への対応（十分な休息時間の確保等）

医師の勤務間インターバル及び代償休息について、システムで可視化することで、手作業による確認なく、確実な勤務間インターバルの確保と代償休息の取得を実現しています。

また、医療法に基づく保健所等の立入検査で求められる医師の勤務予定・実績等の勤務状況を示す複雑な資料についても、必要項目を選択してダウンロードした帳票で対応しており、事務負担の軽減を実現しています。

勤務データの分析

勤務分析機能を活用することで病院全体の勤務データを可視化するとともに、診療科ごとの勤務状況を把握、さらに、兼業先の勤務状況も分析することで、今後の勤務計画の検討に活用しています。

給与システムとの連携

勤務実績データは、大学の給与システムにおいて指定する形式（csv ファイル）で取り込む必要がありますが、勤務管理システム（Dr. JOY）では、当該形式でデータを抽出することができ、これによりデータの加工等の手作業を介せずに勤務実績データを給与システムと連携することが可能となり、ヒューマンエラーの回避及びチェックにかかる事務負担の軽減を実現しています。

〇今後について

医師の働き方改革により、2035 年度末に向けて兼業を含む法定外労働時間数を年 960 時間以内とするための対応が求められています。勤務管理システム（Dr. JOY）のデータをもとに、各診療科の特性を踏まえた計画を検討してまいります。

【勤務管理システム全体図】

